

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大和郡山市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成三十年七月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ウエルシア大和郡山店

所在地 大和郡山市小泉町二八四九

二 大和郡山市から聴取した意見の概要

1 廃棄物処理について

(1) 産業廃棄物（金属くず及び廃プラスチック）の適正処理を行うこと。

(2) 一般廃棄物であっても、処理困難物もあるため、搬入可能かどうか大和郡山市清掃センターと協議すること。

(3) ダンボール、紙、布及び食品残渣について、資源化に努めること。

2 環境面について

(1) 環境保全等に関する諸法令を遵守すること。

(2) 周辺事業者、施設及びその利用者等に悪影響の出ないよう操業等に当たっては、騒音、振動、粉塵、悪臭等への対策を十分に行い、苦情等の申出があった場合は、速やかに万全の対策を講じるとともに、誠意をもって自主的に解決すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成三十年七月十三日から同年八月十三日まで。ただし、奈良県の休日を含め、例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで